

令和3年1月15日15時公表
(照会先)
鹿児島労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 和田 滋
地方障害者雇用担当官 今村 健二
(代表電話099-219-8712) (FAX 099-216-9911)

令和2年 鹿児島県内における障害者雇用状況の集計結果 — 民間企業の雇用障害者数 実雇用率が過去最高を更新 —

鹿児島労働局(局長 三輪 宗文)では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.2%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。(法第38条、第43条)。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに求めた報告を集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に0.2%引き上げられ、更に令和3年3月1日より0.1%引上げられることとなります。

★ 障害者雇用状況 [鹿児島県]

(令和2年6月1日現在)

区分	企業数 又は 機関数	常用労働者数 又は 職員数	障害者数	実雇用率	達成の企業数 又は 機関数	雇用率の 全国平均
一般の民間企業 (法定雇用率2.2%)	企業	人	人	%		%
	1,278	192,168.0	4,687.5	2.44	792 (62.0%)	2.15
	1,284	191,605.5	4,608.0	2.40	775 (60.4%)	2.11
県・市町村の機関 (法定雇用率2.5%)	63	27,583.0	667.0	2.42	45	2.48
	63	25,957.0	576.0	2.22	41	2.46
都道府県教育委員会等 (法定雇用率2.4%)	3	14,021.5	325.0	2.32	1	2.05
	4	14,055.5	315.0	2.24	1	1.89
独立行政法人等 (法定雇用率2.5%)	2	2,724.5	71.0	2.61	2	2.64
	2	2,735.5	69.0	2.52	2	2.63

は令和元年6月1日現在 ()は達成企業の割合

(注)「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。なお、精神障害者については、次の①②いずれかを満たす場合、1人をもって1人とみなす[特例該当]。①新規雇入れから3年以内の者、②精神保健福祉手帳取得から3年以内の者。

◆ 一般の民間企業における雇用状況(常用労働者数45.5人以上規模の企業)

- 対象企業数に雇用されている障害者数は4,687.5人で過去最高
- 実雇用率は、2.44%で前年と比べて0.04ポイント上昇し過去最高
- 法定雇用率達成企業の割合は、62.0%で前年と比べて1.6ポイント上昇

◆ 県、市町村の機関等における雇用状況(法定雇用率2.5%(職員数40.0人以上)の公的機関)

- 雇用されている障害者数は667.0人で実雇用率2.42%、前年に比べ0.20ポイント上昇

◆ 都道府県教育委員会等における雇用状況(法定雇用率2.4%(職員数42.0人以上)の公的機関)

- 雇用されている障害者数は325.0人で実雇用率2.32%、前年に比べ0.08ポイント上昇

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

【1 一般の民間企業における雇用状況（常用労働者数45.5人以上規模の企業）】

○対象企業数は1,278企業で前年に比べ0.5%（6企業）減少となり、雇用されている障害者数は4,687.5人で前年に比べ1.7%（79.5人）増加と12年連続で過去最高。

障害種別では身体障害者が3,110.0人（実人数2,465人）で前年に比べ0.2%減少、知的障害者が1,082.0人（実人数1,074人）で前年に比べ2.0%増加、精神障害者が495.5人（実人数547人）で前年に比べ15.0%増加と、精神障害者の増加が大きくなっている。【第1表】

○実雇用率は、前年に比べて0.04ポイント上昇の2.44%（全国平均の2.15%を上回り全国11位）となり、6年連続で過去最高となった。【第1表】

○産業別の実雇用率は、「運輸業・郵便業」（2.84%）、「サービス業」（2.73%）、「医療、福祉業」（2.70%）、「製造業」（2.66%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（2.53%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.51%）、「建設業」（2.45%）、「卸売業、小売業」（2.25%）において法定雇用率2.2%を上回っている。【第3表】

○企業規模別の実雇用率は、「45.5～99.5人」の企業規模（企業数679社）が2.16%と最も低く、唯一、法定雇用率2.2%を下回っている。【第3表】

○産業別の達成企業割合は、「サービス業」（71.4%）、「運輸業・郵便業」（70.7%）が70%を超えており、また、前年に比べて「建設業」、「製造業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「複合サービス業」、「サービス業」については達成企業割合が減少となった。【第3表】

○令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に一般の民間企業で新規に雇い入れられた障害者数は479.5人で前年の517.0人より37.5人の減少となった。【第4表】

○法定雇用率未達成企業は、486社となり前年の509社より23社減少となった。また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は297社（61.1%）あり、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）は363社（74.7%）となっている。【第5表】

○法定雇用率達成企業の割合は、前年と比べて1.6ポイント上昇の62.0%（全国平均の48.6%を上回り全国11位）となった。【第6表】

【2 公的機関における在職状況】

○2.5%の法定雇用率が適用される機関（地方公共団体（県の教育委員会等を除く）のうち常用雇用職員40.0人以上）に在職している障害者の数は、63機関、667.0人で前年より15.8%（91.0人）増加となり、実雇用率は2.42%で前年を0.20ポイント上回った。63機関のうち45機関が達成。【第2表、第8表】

〔未達成機関〕鹿児島県知事部局、阿久根市、垂水市、南さつま市、伊佐市、始良市、さつま町、湧水町、中種子町、南種子町、大和村、瀬戸内町、天城町、与論町、及び垂水市教育委員会、奄美市教育委員会、湧水町教育委員会、天城町教育委員会の18機関

（未達成機関のうち、「鹿児島県知事部局」は、12月1日時点において障害者の数129.5人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となり、「垂水市」は、11月1日時点において障害者の数6.5人、実雇用率2.40%、不足数0.0人となり、「中種子町」は12月1日時点において障害者の数3.5人、実雇用率2.43%、不足数0.0人となり、いずれも達成となっている。）

○2.4%の法定雇用率が適用される機関（地方公共団体で県の教育委員会等）のうち常用雇用職員42.0人以上）に在職している障害者の数は、3機関 325.0人で、前年より3.2%（10.0人）増加となり、実雇用率は2.32%で前年を0.08ポイント上回った。3機関のうち1機関が雇用率達成。

【第2表、第8表】 [未達成機関] 鹿児島県教育委員会、鹿児島市教育委員会の2機関

障害者雇用率未達成企業等への対応

(1) 民間企業

法定雇用率2.2%を未達成である企業（45.5人以上規模）が486社あることから、鹿児島労働局、ハローワークによる達成指導を実施し、早期解消を図る。特に、障害者雇用ゼロ企業（障害者を1人も雇用していない企業）については、ハローワークと関係機関等が連携してのチーム支援、障害者就職面接会や特別支援学校生を対象とした職場実習面接会の案内及び精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の案内等、重点的に指導を行う。

(2) 公的機関

公的機関については、率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場であることを踏まえ、鹿児島労働局長は未達成の機関に対し、雇い入れ計画の作成、提出を指導し、計画的な法定雇用率の達成を要請する。職場定着に向けた相談窓口を各ハローワークに設けており、ハローワークと連携した採用計画への取組みや職場実習の推進についても提案を行う。

また、各機関においては、令和2年4月1日までに「障害者活躍推進計画」を作成・公表することが義務づけられたところであり、雇い入れ計画の作成を行う機関については障害者活躍推進計画のなかで、より計画的かつ具体的な障害者雇用の取組みとなるよう提案を行う。

○ 達成指導とは

未達成企業（機関）に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状等を説明の上、障害者雇用事例の提供や助成金、奨励金の雇用支援策及び就労支援機関による支援内容等を助言・説明し、障害者雇用への理解を深め、早期の未達成解消の指導を行うもの。

障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

・法定雇用率	☆ 民間企業	一般の民間企業	（現行）2.2%⇒（変更後）2.3%
		特殊法人等（注1）	（現行）2.5%⇒（変更後）2.6%
	☆ 国、地方公共団体	都道府県教育委員会等	（現行）2.4%⇒（変更後）2.5%
		上記以外	（現行）2.5%⇒（変更後）2.6%

(注) 1 「特殊法人等」とは、国立大学法人、国立病院機構などをいう。
 2 都道府県教育委員会等とは、都道府県の教育委員会のほか、全日制高校を設置している市町村の教育委員会をいう。

障 害 者 雇 用 状 況

第1表 一般の民間企業における障害者の雇用状況

[令和2年6月1日現在]

区 分	① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者の数	④ 身体障害者の数					⑤ 知的障害者の数					⑥ 精神障害者の数			⑦ 実雇用率	
				A 重度 身体 障害者	B 重度 身体障 害者で ある短 時間労 働者	C 重度以外 の身体 障害者	D 重度以外 の身体障 害者で ある短 時間労 働者	E 計 (A×2+ B+C+D ×0.5)	A 重度 知的 障害者	B 重度 知的障 害者で ある短 時間労 働者	C 重度以 外の知 的障害 者	D 重度以 外の知 的障 害者で ある短 時間労 働者	E 計 (A×2+ B+C+D ×0.5)	C 精神 障害者	D1 精神障 害者で ある短 時間労 働者	D2 精神障 害者で ある短 時間労 働者 (D1)の うち特 例該当		E 計 { (D1 -D2) ×0.5 } +D2
全 国	企業 102,698 (101,889)	人 26,866,997.0 (26,585,858.0)	人 578,292.0 [479,989] (560,608.5)	人 [101,767] (100,840)	人 [12,679] (12,501)	人 [131,125] (131,503)	人 [17,462] (16,900)	人 [263,033] (354,134.0)	人 [21,028] (20,537)	人 [4,405] (4,344)	人 [77,885] (73,679)	人 [19,722] (18,572)	人 [123,040] (123,040)	人 [67,801] (59,737)	人 [26,115] (23,198)	人 [14,315] (13,511)	人 [93,916] (78,091.5)	% 2.15 (2.11)
鹿 児 島	1,278 (1,284)	192,168.0 (191,605.5)	4,687.5 [4,086] (4,608.0)	[766] (792)	[155] (137)	[1,302] (1,278)	[242] (235)	[2,465] (3,116.5)	[121] (126)	[20] (25)	[707] (666)	[226] (235)	[1,074] (1,060.5)	[342] (294)	[205] (174)	[102] (100)	[547] (431.0)	2.44 (2.40)

[]は実人員 ()は令和元年6月1日現在

- (注) 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働数である。
 ※ 除外率：「身体障害者が就業することが困難であると認められる職種」が相当の割合を占める業種ごとに定められた率。
 2 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。
 第1表の④、⑤A欄については1人を2人に相当するものとしてダブルカウント、④、⑤、⑥D欄については1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。但し精神障害者でD2に該当する場合1人を1人とカウントする。

第2表 公的機関における在職状況（鹿児島県、市町村の機関）

(2) 県市町村の機関（法定雇用率2.5%の機関）

[令和2年6月1日現在]

区 分	① 機関数	② 法定雇用障 害者の算定 の基礎とな る職員数	③ 障害者の数	④ 身体障害者の数					⑤ 知的障害者の数					⑥ 精神障害者の数			⑦ 実雇用率	
				A 重度 身体 障害者	B 重度 身体障 害者で ある短 時間労 働者	C 重度以外 の身体 障害者	D 重度以外 の身体障 害者で ある短 時間労 働者	E 計 (A×2+ B+C+D ×0.5)	A 重度 知的 障害者	B 重度 知的障 害者で ある短 時間労 働者	C 重度以 外の知 的障害 者	D 重度以 外の知 的障 害者で ある短 時間労 働者	E 計 (A×2+ B+C+D ×0.5)	C 精神 障害者	D1 精神障 害者で ある短 時間労 働者	D2 精神障 害者で ある短 時間労 働者 (D1)の うち特 例該当		E 計 { (D1 -D2) ×0.5 } +D2
2.5% の 機関	企業 63 (63)	人 27,583.0 (25,957.0)	人 667.0 [547] (576.0)	[147] (144)	[32] (8)	[239] (219)	[50] (21)	590.0 [468] (525.5)	[0] (0)	[0] (0)	[6] (2)	[2] (3)	7.0 [8] (3.5)	[51] (41)	[20] (7)	[18] (5)	70.0 [71] 47.0	2.42 (2.22)

(2) 県教育委員会等（法定雇用率2.4%の機関）

2.4% の 機関	企業 3 (4)	人 14,021.5 (14,055.5)	人 325.0 [236] (315.0)	[90] (86)	[1] (1)	[124] (123)	[4] (4)	307.0 [219] (298)	[1] (1)	[0] (0)	[1] (1)	[0] (0)	3.0 [2] (3)	[15] (13)	[0] (1)	[0] (1)	15.0 [15] (14)	2.32 (2.24)
-----------------	----------------	-----------------------------	--------------------------------	--------------	------------	----------------	------------	-------------------------	------------	------------	------------	------------	-------------------	--------------	------------	------------	----------------------	----------------

[]は実人員 ()は令和元年6月1日現在

- (注) 1 職員数は、除外職員を除いた数である。
 2 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。
 短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人に相当するものとしてカウントし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。但しD2に該当する精神障害者は1人を1人とカウントする。
 3 雇用率2.4%の適用機関は、県教育委員会及び全日制高校設置の市教育委員会であり、それ以外は全て2.5%が適用される。

第3表 一般の民間企業における産業別 障害者の雇用状況

[令和2年6月1日現在]

産業別		① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者数	④ 実雇用率	⑤ 雇用率達成 企業の割合
		企業	人	人	%	%
産 業 別	農林・漁業・鉱業	23 (23)	2,208.5 (2,235.0)	43.0 (42.0)	1.95 (1.88)	47.8 (39.1)
	建設業	49 (47)	4,550.0 (4,463.0)	111.5 (115.0)	2.45 (2.58)	63.3 (72.3)
	製造業	210 (209)	31,449.5 (31,283.0)	837.5 (820.5)	2.66 (2.62)	68.1 (68.4)
	食料品	99 (98)	18,034.5 (17,886.5)	486.0 (476.5)	2.69 (2.66)	68.7 (65.3)
	電気機械	24 (23)	3,368.5 (3,052.0)	94.0 (90.0)	2.79 (2.95)	70.8 (78.3)
	その他の機械製造業	20 (20)	1,866.5 (1,885.0)	37.0 (35.0)	1.98 (1.86)	55.0 (60.0)
	その他の製造業	67 (68)	8,180.0 (8,459.5)	220.5 (219.0)	2.70 (2.59)	70.1 (72.1)
	電気・ガス・熱供給業	3 (3)	433.5 (429.5)	2.0 (1.0)	0.46 (0.23)	0.0 (0.0)
	情報通信業	29 (28)	3,281.0 (3,116.5)	50.5 (50.0)	1.54 (1.60)	51.7 (50.0)
	運輸業、郵便業	82 (82)	10,743.0 (10,716.5)	305.0 (323.5)	2.84 (3.02)	70.7 (69.5)
	卸売業、小売業	185 (188)	40,079.5 (39,916.0)	901.0 (876.0)	2.25 (2.19)	53.0 (52.7)
	金融業、保険業	17 (18)	5,834.5 (5,935.5)	95.0 (104.5)	1.63 (1.76)	5.9 (22.2)
	不動産業、物品賃貸業	20 (21)	2,393.5 (2,421.5)	35.5 (30.0)	1.48 (1.24)	50.0 (33.3)
	学術研究、 専門・技術サービス業	22 (23)	3,301.5 (3,271.0)	83.5 (77.5)	2.53 (2.37)	63.6 (56.5)
	宿泊業、飲食サービス業	38 (42)	5,660.5 (6,308.0)	109.0 (128.0)	1.93 (2.03)	52.6 (57.1)
	生活関連サービス業 、娯楽業	44 (45)	4,878.5 (4,914.5)	122.5 (120.0)	2.51 (2.44)	54.5 (48.9)
	教育、学習支援業	28 (28)	4,063.5 (4,043.5)	66.5 (51.5)	1.64 (1.27)	42.9 (35.7)
	医療、福祉	423 (423)	55,485.5 (54,908.5)	1,499.5 (1,445.0)	2.70 (2.63)	68.8 (63.8)
	複合サービス事業	28 (26)	7,302.5 (7,210.0)	138.5 (140.0)	1.90 (1.94)	32.1 (46.2)
	サービス業	77 (78)	10,503.0 (10,433.5)	287.0 (283.5)	2.73 (2.72)	71.4 (73.1)
規 模 別	45.5～99.5人	679 (687)	44,402.0 (44,680.0)	959.5 (929.5)	2.16 (2.08)	57.9 (57.6)
	100～299.5人	452 (452)	66,343.0 (66,355.0)	1,704.0 (1,727.5)	2.57 (2.60)	68.6 (65.0)
	300～499.5人	86 (84)	28,058.0 (27,695.0)	670.5 (632.5)	2.39 (2.28)	58.1 (58.3)
	500～999.5人	43 (48)	26,094.5 (30,067.5)	611.0 (701.5)	2.34 (2.33)	58.1 (56.3)
	1000人以上	18 (13)	27,270.5 (22,808.0)	742.5 (617.0)	2.72 (2.71)	77.8 (69.2)
計		1,278 (1,284)	192,168.0 (191,605.5)	4,687.5 (4,608.0)	2.44 (2.40)	62.0 (60.4)

() は令和元年6月1日現在

第4表 令和元年6月2日から令和2年6月1日までに雇い入れられた障害者数

[令和2年6月1日現在]

区分	計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療・福祉	複合サービス 事業	サービス業	その他
新規雇用数	人	65.5	26.0	98.0	177.5	8.0	30.0	74.5
	(517.0)	(78.5)	(28.5)	(89.0)	(180.5)	(2.5)	(43.5)	(94.5)
比率	100.0%	13.7%	5.4%	20.4%	37.0%	1.7%	6.3%	15.5%
	(100.0%)	(15.2%)	(5.5%)	(17.2%)	(34.9%)	(0.5%)	(8.4%)	(18.3%)

() は令和元年6月1日現在

第5表

階級別法定雇用数不足企業の状況

[令和2年6月1日現在]

区 分	企業数	①法定雇用率 未達成企業数	② 不 足 数						③障害者雇用 ゼロ企業	
			0.5人または1人	1.5人または2人	2.5人または3人	3.5人または4人	4.5人または5人	5.5人以上		
45.5～99.5人	679	286 (100.0)	275 (96.2)	11 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	279 (97.6)
100～299.5人	452	142 (100.0)	74 (52.1)	50 (35.2)	12 (8.5)	5 (3.5)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (12.7)
300～499.5人	86	36 (100.0)	11 (30.6)	13 (36.1)	7 (19.4)	3 (8.3)	2 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
500～999.5人	43	18 (100.0)	3 (16.7)	2 (11.1)	7 (38.9)	3 (16.7)	2 (11.1)	1 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
1000人以上	18	4 (100.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
計	1,278	486 (100.0)	363 (74.7)	77 (15.8)	26 (5.3)	13 (2.7)	6 (1.2)	1 (0.2)	0 (0.0)	297 (61.1)

※ ()は当該企業規模階級内における構成比(%)

※ ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第6表

一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

[平成18年～令和2年]

(各年6月1日現在)

区分	企業数	常用労働者数	障害者数		実雇用率		雇用率達成企業の割合		
				増減		増減		増減	
全 国	平成	企業	人	人	人	%	%	%	%
	18	67,168	18,652,344.0	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	19	71,224	19,504,649.0	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
	20	73,042	20,499,012.0	325,603.0	22,887.0	1.59	0.04	44.9	1.1
	21	72,328	20,441,198.0	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
	22	71,830	20,356,456.0	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
	23	75,313	22,260,915.5	366,199.0	23,225.5	1.65	▲ 0.03	45.3	▲ 1.7
	24	76,308	22,577,527.0	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
	25	85,314	23,213,401.0	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	▲ 4.1
	26	86,648	23,650,463.5	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
	27	87,935	24,122,923.0	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
	28	89,359	24,650,200.5	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
	29	91,024	25,204,720.1	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
	30	100,586	26,104,834.5	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	▲ 4.1
令和	元	101,889	26,585,858.0	560,608.5	25,839.0	2.11	0.05	48.0	2.1
2	102,699	26,866,927.0	578,292.0	17,683.5	2.15	0.04	48.6	0.6	
鹿 児 島 県	平成	企業	人	人	人	%	%	%	%
	18	810	135,018.0	2,533.0	▲ 18.0	1.88	0.06	55.9	0.7
	19	811	137,083.0	2,613.5	80.5	1.91	0.03	56.8	0.9
	20	826	136,803.0	2,586.0	▲ 27.5	1.89	▲ 0.02	58.5	1.7
	21	845	141,672.0	2,760.5	174.5	1.95	0.06	59.3	0.8
	22	852	141,628.0	2,907.5	147.0	2.05	0.10	61.7	2.4
	23	878	156,455.5	3,019.5	112.0	1.93	▲ 0.12	61.3	▲ 0.4
	24	905	167,228.0	3,212.5	193.0	1.92	▲ 0.01	59.7	▲ 1.6
	25	1,051	178,435.5	3,602.0	389.5	2.02	0.10	56.2	▲ 3.5
	26	1,068	180,609.0	3,644.0	42.0	2.02	0.00	57.8	1.6
	27	1,088	177,510.5	3,702.0	58.0	2.09	0.07	59.0	1.2
	28	1,092	186,641.5	4,028.5	326.5	2.16	0.07	61.5	2.5
	29	1,137	183,466.5	4,064.0	35.5	2.22	0.06	61.7	0.2
	30	1,281	190,783.5	4,468.5	404.5	2.34	0.12	59.1	▲ 2.6
令和	元	1,284	191,605.5	4,608.0	139.5	2.40	0.06	60.4	1.3
2	1,278	192,168.0	4,687.5	79.5	2.44	0.04	62.0	1.6	

(注) 障害者数とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者は0.5人カウント
- 知的障害者である短時間労働者は0.5人カウント
- 精神障害者である短時間労働者は0.5人カウント

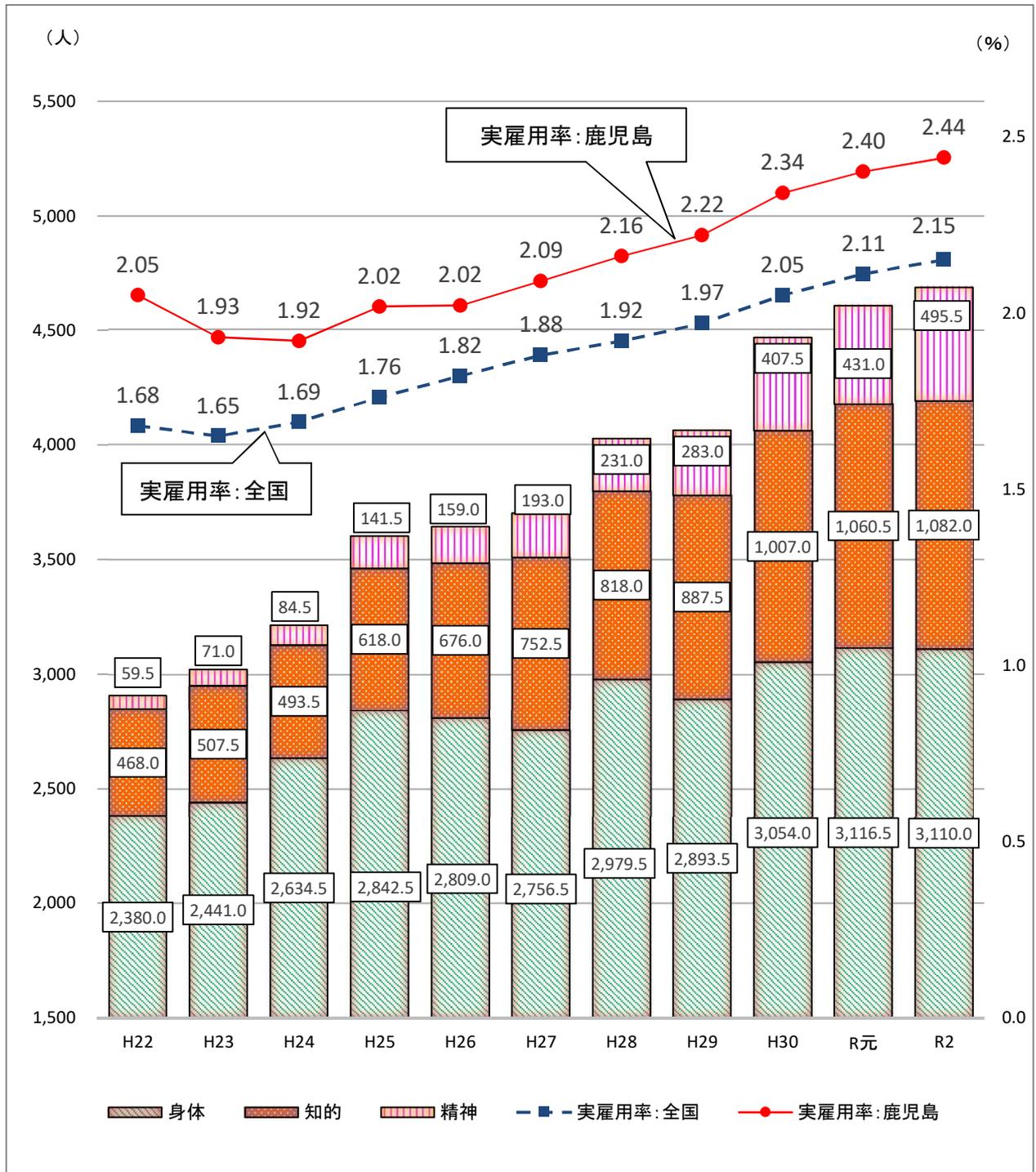
平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次の①②いずれかに該当する者については、1人分としてカウントしている。

- ①新規雇入れから3年以内の者
- ②精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者

第7表

民間企業における障害者雇用状況の推移（鹿児島県）

令和2年6月1日現在



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、6表の下欄に掲げる者の合計数である。

第8表

公的機関における在職状況

令和2年6月1日現在

法定雇用率2.5%の機関	①法定雇用障害者の基礎となる職員数	②障害者数	③雇用率	④不足数	備考
県機関計 (3機関)	6,196.5	150.0	2.42	5.5	
鹿児島県知事部局	5,136.0	122.5	2.39	5.5	注5①
鹿児島県県立病院局	585.0	15.0	2.56	0.0	
鹿児島県警察	475.5	12.5	2.63	0.0	

法定雇用率2.4%の機関	①法定雇用障害者の基礎となる職員数	②障害者数	③雇用率	④不足数	備考
県機関計 (1機関)	12,849.0	299.5	2.33	8.5	
鹿児島県教委	12,849.0	299.5	2.33	8.5	
市機関計 (2機関)	1,172.5	25.5	2.17	4.5	
鹿児島市教委	973.0	18.5	1.90	4.5	
指宿市教委	199.5	7.0	3.51	0.0	

法定雇用率2.5%の機関	①法定雇用障害者の基礎となる職員数	②障害者数	③雇用率	④不足数	備考
市町村計 (60機関)	21,386.5	517.0	2.42	38.5	
鹿児島市	3,429.0	91.0	2.65	0.0	
鹿屋市	960.5	24.0	2.50	0.0	地方特例
枕崎市	382.5	9.0	2.35	0.0	地方特例
阿久根市	298.0	4.0	1.34	3.0	
出水市	767.0	21.0	2.74	0.0	地方特例
指宿市	551.5	16.0	2.90	0.0	
西之表市	214.0	6.0	2.80	0.0	
垂水市	259.0	4.5	1.74	1.5	注5②
薩摩川内市	1,271.0	35.0	2.75	0.0	地方特例
日置市	716.0	18.5	2.58	0.0	地方特例
曾於市	503.0	12.0	2.39	0.0	地方特例
霧島市	1,365.0	36.5	2.67	0.0	地方特例
いちき串木野市	387.5	10.0	2.58	0.0	地方特例
南さつま市	599.0	10.5	1.75	3.5	地方特例
志布志市	568.5	16.0	2.81	0.0	地方特例
奄美市	736.5	20.0	2.72	0.0	
南九州市	559.5	13.0	2.32	0.0	地方特例
伊佐市	344.5	7.5	2.18	0.5	
始良市	811.0	14.0	1.73	6.0	地方特例
三島村	67.0	2.0	2.99	0.0	
十島村	103.0	4.0	3.88	0.0	
さつま町	421.0	7.5	1.78	2.5	地方特例
長島町	248.0	6.0	2.42	0.0	地方特例
湧水町	166.5	0.0	0.00	4.0	
大崎町	135.5	5.5	4.06	0.0	
東串良町	102.5	2.5	2.44	0.0	
錦江町	118.0	4.0	3.39	0.0	
南大隅町	143.0	3.0	2.10	0.0	
肝付町	355.0	9.5	2.68	0.0	地方特例
中種子町	144.0	2.5	1.74	0.5	注5③

法定雇用率2.5%の機関	①法定雇用障害者の基礎となる職員数	②障害者数	③雇用率	④不足数	備考
南種子町	161.5	3.0	1.86	1.0	地方特例
屋久島町	277.5	8.0	2.88	0.0	地方特例
大和村	123.0	0.0	0.00	3.0	
宇検村	59.0	2.0	3.39	0.0	
瀬戸内町	229.5	4.0	1.74	1.0	
龍郷町	129.0	5.0	3.88	0.0	
喜界町	180.5	6.0	3.32	0.0	
徳之島町	240.0	7.0	2.92	0.0	
天城町	230.0	3.0	1.30	2.0	
伊仙町	116.0	2.0	1.72	0.0	
和泊町	173.0	4.0	2.31	0.0	
知名町	162.5	4.0	2.46	0.0	
与論町	182.5	2.0	1.10	2.0	
鹿児島市立病院	574.5	14.0	2.44	0.0	
鹿児島市水道局	443.5	12.0	2.71	0.0	
鹿児島市交通局	188.0	4.0	2.13	0.0	
鹿児島市船舶局	76.5	2.0	2.61	0.0	
出水市病院事業	338.0	9.0	2.66	0.0	
阿久根市教委	76.0	1.0	1.32	0.0	
垂水市教委	91.0	0.0	0.00	2.0	
奄美市教委	162.0	0.0	0.00	4.0	
湧水町教委	43.5	0.0	0.00	1.0	
錦江町教委	50.0	1.0	2.00	0.0	
中種子町教委	43.5	1.0	2.30	0.0	
瀬戸内町教委	57.0	2.0	3.51	0.0	
徳之島町教委	53.0	2.0	3.77	0.0	
天城町教委	66.0	0.0	0.00	1.0	
和泊町教委	46.0	2.0	4.35	0.0	
知名町教委	46.5	1.0	2.15	0.0	
与論町教委	41.0	1.0	2.44	0.0	

独立行政法人等

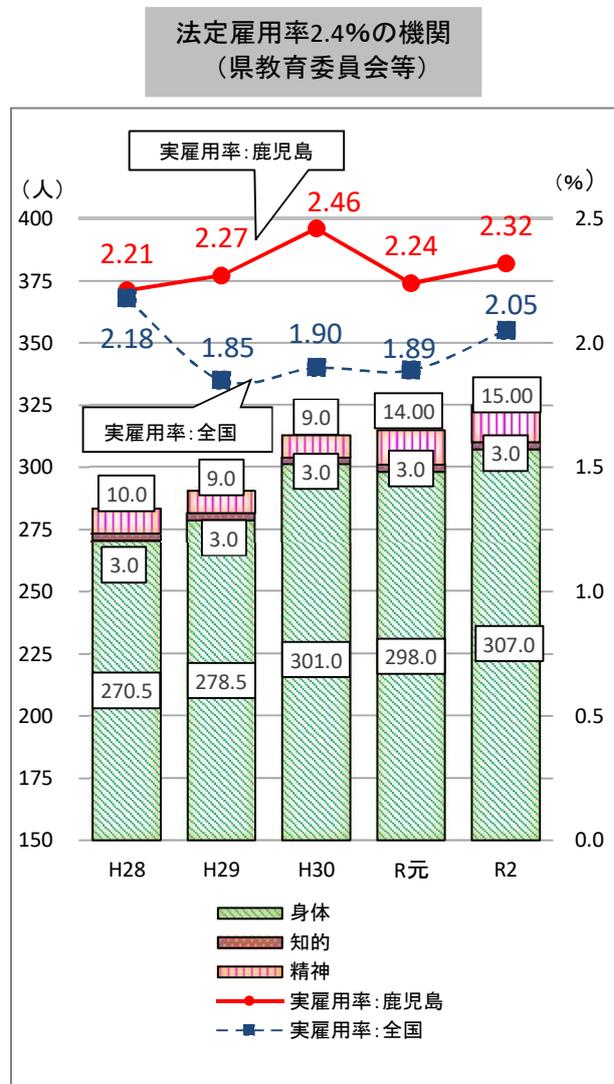
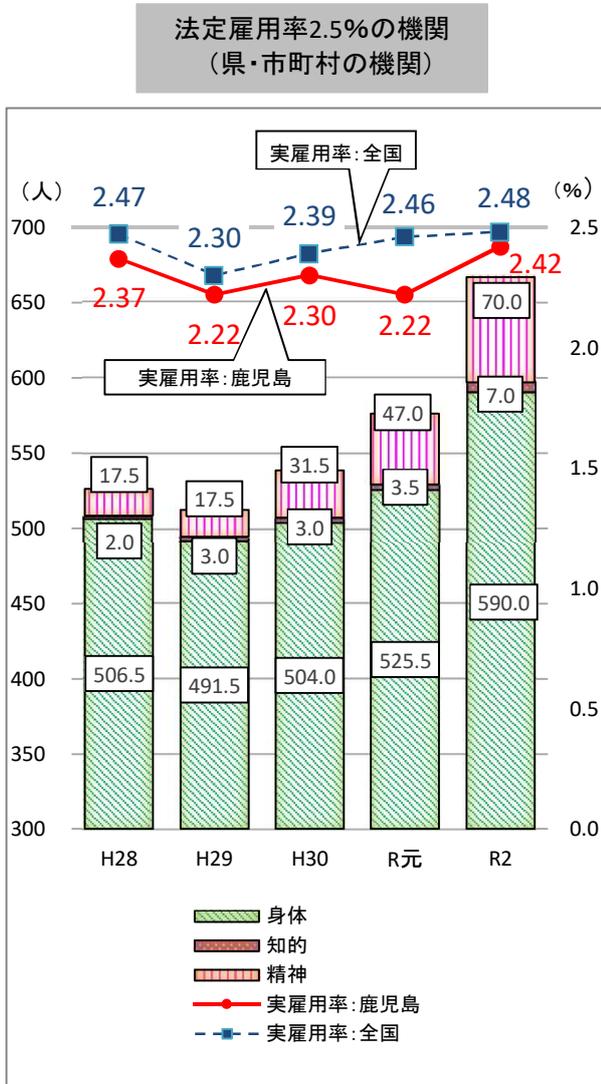
法定雇用率2.5%の機関	①法定雇用障害者の基礎となる職員数	②障害者数	③雇用率	④不足数	備考
鹿児島大学	2,600.0	68.0	2.62	0.0	
鹿児島体育大学	124.5	3.0	2.41	0.0	

注意

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5人カウントを行っている。ただし、精神障害者である短時間労働者で次の①②いずれかを満たす者については、1人をもって1人とみなす。①新規雇入れから3年以内の者。②精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 地方特例とは、市町長部局及び市町長部局と人的関係が緊密である教育委員会の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該教育委員会に勤務する職員を当該市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
- ①鹿児島県知事部局は12月1日時点において障害者の数129.5人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。
②垂水市は11月1日時点において障害者の数6.5人、実雇用率2.40%、不足数0.0人となっている。
③中種子町は12月1日時点において障害者の数3.5人、実雇用率2.43%、不足数0.0人となっている。

地方公共団体における障害者雇用状況の推移（鹿児島県）

令和2年6月1日現在



注:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 身体障害者である短時間労働者
 - (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 - 知的障害者である短時間労働者
 - (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 - 精神障害者である短時間労働者
 - (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- ※ただし、精神障害者である短時間労働者で、次の①②いずれかを満たす者については、1人をもって1人とみなす。
- ①新規雇入れから3年以内の者。
 - ②精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者。

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>